

水質汚濁防止法の一部が改正されました

水質汚濁防止法の一部が改正され、平成23年4月1日に施行されました。改正の背景や概要は次のとおりです。

改正の背景

- 昨今、一部の事業者において、排出水の汚染状態等の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかになったこと。
- 水質汚濁事故が近年増加傾向にあり、事故の内容も多様化し、原因となる化学物質も多岐にわたる中、改正前の法において事故時の措置の対象が極めて限定的であったこと。
- 以前に比べ水質環境は改善傾向にある一方、依然として人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある状況がみられ、全ての事業者において公共用水域等の汚濁防止のための自主的な努力が必要であること。

改正の概要

1 排出水等の汚染状態の測定結果の未記録等に対する厳正な対応

事業者が行う排出水等の汚染状態の測定結果の未記録、虚偽の記録及び未保存に対して罰則（30万円以下の罰金）が創設されました。

2 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

汚水の流出事故が生じた場合に、公共用水域等への流出による被害拡大を防止するため、事業者に対して義務付けている『事故時の措置（応急措置の実施及び旭川市への届出）』の対象範囲が次のように拡大されました。

- 特定事業場における措置対象となる汚水の種類に、『BOD等の生活環境に係る項目について排水基準に適合しないおそれのある水』が追加されました。
- 指定物質（別紙）又は有害物質の貯蔵等取扱施設が『指定施設』として規定されたほか、指定施設の設置事業者に対する事故時の措置義務も規定されました。

3 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

排出水、汚水及び廃液の排出について、抑制のために必要な措置の実施等、水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定が創設されました。

(別紙) 指定物質一覧

番号	物質名	番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	27	1,4-ジオキサン
2	ヒドラジン	28	トルエン
3	ヒドロキシルアミン	29	エピクロロヒドリン
4	過酸化水素	30	スチレン
5	塩化水素	31	キシレン
6	水酸化ナトリウム	32	パラ-ジクロロベンゼン
7	アクリロニトリル	33	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又は BPMC)
8	水酸化カリウム	34	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ヘンズアミド (別名プロビザミド)
9	塩化ビニルモノマー	35	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)
10	アクリルアミド	36	チオリン酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェントロチオン又は MEP)
11	アクリル酸	37	チオリン酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)
12	次亜塩素酸ナトリウム	38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロビオラン)
13	二硫化炭素	39	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
14	酢酸エチル	40	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
15	メチルターシャリーブチルエーテル (MTBE)	41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロロニトロフェン又は CNP)
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	42	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル) (別名クロルピリホス)
17	硫酸	43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
18	ホスゲン	44	エチル = (Z) -3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデン)アミノ]オキシカルボニル]アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)
19	1,2-ジクロロプロパン	45	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4, 7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
20	クロルスルホン酸	46	臭素
21	塩化チオニル	47	アルミニウム及びその化合物
22	クロロホルム	48	ニッケル及びその化合物
23	硫酸ジメチル	49	モリブデン及びその化合物
24	クロルピクリン	50	アンチモン及びその化合物
25	リン酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロホス又は DDVP)	51	塩素酸及びその塩
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又は ESP)	52	臭素酸及びその塩

※指定施設とは、カドミウム等の有害物質を貯蔵・使用する施設や、ホルムアルデヒド等の指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設のことです。